

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	報告二 なぜ何のための裁判員制度か
Sub Title	
Author	井田, 良(Ida, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.5 (2010. 5) ,p.103- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成二一年慶應法学会シンポジウム 裁判員制度の理論的検証
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100528-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

報告二

なぜ何のための裁判員制度か

法務研究科教授 井 田 良

一 裁判員制度の特色

私の報告では、裁判員制度が、なぜ導入されるに至つたのか、そして、それは日本の刑事裁判に何をもたらすであろうかについて、私の考えるところを述べたいと思います。制度の概要については、ここで詳しく説明することはできませんが、一つだけ、後の議論のためにも確認しておいた方がよいと思うことを、最初に述べておきます。

裁判員の担当する仕事は何かといいますと、被告人（罪を犯したとして裁判所に公訴を提起された人）が本当に罪を犯したのかどうかを決めることと、それに加えて、その罪に対する刑の重さを決めることです。「法令の解釈」については、はつきりと裁判員の仕事から

除外されており、それはもっぱらプロの裁判官の仕事とされているところです。⁽¹⁾

日本の裁判員制度は、世界の国々に見られる司法参加のための制度の中でも、独特的の制度です。もともと、日本の法と法制度、法的なものの考え方は、歴史的に見ますと、とりわけドイツとアメリカ合衆国の影響を強く受けてきたのですが、この裁判員制度も、ドイツの参審制度と、アメリカ合衆国の陪審制度の混合型ないし中間形態です。プロとアマチュアが一緒にになって裁判体を構成する点では、ドイツと日本の制度は共通しています。この点では、もっぱら素人の陪審員だけで事実を決める、米国の陪審制とは大きく異なっています。しかし、ドイツとは大きく違う点があります。

すなわち、①日本では裁判員が事件ごとに一回限りで選ばれる点、②三人の裁判官に六人の裁判員というようく裁判員の数をずっと多くしている点、③ドイツでは法律の解釈についても素人である参審員に権限を与えていているのに、日本の裁判員は法律の解釈の権限をもたない点です。⁽²⁾これらのことについては、ドイツと異なり、むしろアメリカ合衆国の制度に近いのです。

二 裁判員制度は刑事裁判の質を高めるか

なぜ裁判員制度の導入が要請されるに至つたのでしょうか。最もオーソドックスな説明は、次のようなものであります。すなわち、重大な犯罪事件は、市民生活に脅威を与えるものであり、われわれの誰がその被害者になつてもおかしくないという意味ですべての市民に関係する事柄である。そういう事件の裁判が、国民みなが信頼できるような形で行われ、犯人が適正に処罰され、市民生活の安全が確保されることは、市民生活の基本的条件に関わることであり、全国民にとっての共通の関心事である。重大犯罪の裁判に国民自らが参加し、それが誰にでも理解可能なものとなり、普通の人の考え方が反映するような形で行われるよう

になれば、従来の司法機関がもつていた「官僚的性格」が薄まるとともに、裁判の内容がわかりやすくて国民の考え方に対するものとなり、裁判が他人事ではなくて裁判への信頼が大きく高まることが期待できる。そして、国民の裁判参加したいは、海外では常識であり、これが認められていない国はむしろ世界の少數である、と。

このような説明はちょっと優等生的ですが、とにかく正論であり、反対することが難しいものです。ただ、こういう抽象的な思想ないし高度に理念的なものが、いきなりこれだけ大きな改革の原動力になつたということは考えにくいことであります。裁判員制度の導入には、現在の刑事裁判の質を高めるという具体的なメリットがあるからこそ、改革が実現されたと想定するのが自然であります。それは何でしょうか。

まず、裁判員裁判の導入により、誤った判決が減少するか、誤判が少なくなるかということですが、そういう考え方をする法律専門家はあまりいないと思います。それでは逆に、誤判が増えるかと問われれば、答えにくいのですが、危うさをもつた部分はなくはありません。ここではそのうちの一つだけに触れておきま

すと、これまで、地方裁判所の第一審判決に不服があれば、高等裁判所に見直しを求めることができました。これを「控訴」といいますが、これまでも高等裁判所が第一審裁判所の判決の誤りを是正するということはしばしば行われてきたのです。しかし、ひとたび民主主義を理由に裁判員裁判を導入した以上、裁判員が入つて下された第一審判決を高等裁判所のプロの裁判官だけで覆して別の判決をしたり、地方裁判所に差し戻してもう一度別の裁判員を含めた新しい裁判員裁判をさせるということを簡単に認めるわけにはいきません。

そこで、今後、高等裁判所は、基本的に第一審判決を尊重するということにせざるを得ないと考えられています。⁽⁵⁾もし従来あつた上級裁判所によるチエックが弱まることが確実だとすると、そのことが誤った裁判を見過ごしにする一つの要因になる可能性がある、といふことは最低限いえると思います。ただ、他方において、最近、検察官が捜査と起訴にあたり従来より慎重になつている（したがつて、それとともに検察官の負担は大きくなっている）という傾向が顕著にあるということも指摘しておきたいと思います。

現在までの日本の刑事裁判は、「精密司法」という

言葉で形容されきました。⁽⁶⁾実務に携わる法律家の大多数も、この点については共通の認識であつたと思ひます。これは科学的に証明できることではありませんが、諸外国のそれと比べて、日本の裁判は、事件の真実を本当に近い形で明らかにするという意味で精密・精緻に行われ、誤判という現象は例外的なことであると思われます。私も、個人的に、ドイツの裁判の実際はある程度知っていますが、日本と比べてかなりラフであるという印象をもつています。⁽⁷⁾

裁判員裁判の導入は、日本の精密司法を、諸外国と同じようなラフなもの・より大ざっぱなものに変えて行かざるを得ないと思われます。ただ、そこでいうラフさとは、何もしていない人が有罪になつたり、逆に、真犯人が簡単に無罪になつたりしてよい、というラフさではなく、これまで犯人が三つの事件を起こしていたのを大事な一つに絞つて追及するとか、あるいはこれまで一つの事件の全体をくまなく一〇のポイントのすべてを明らかにしていたものを、大事な三つのポイントのみに限つてきちんと明らかにし、それにもとづいて判決を下すというようなものとなるという意味のラフさであろうと思います。平野龍一博士は、この発

展を「精密司法から核心司法へ」という巧みな標語で表現されました。⁽⁸⁾

三 裁判員制度が導入された理由

このように考えてくると、裁判員裁判にそれほど大きなメリットはないということになりそうです。それでは、裁判員制度はなぜ導入されたのか。法律家にとって大きな魅力であったのは、実は、裁判員裁判そのものというより、この制度が導入されることにより、芋づる式にもたらされる種々の副次効果でした。すなわち、裁判所と検察庁と弁護士という法曹三者の合意が得られず、いわば三すくみの状態でこれまでずるずると改革に手がつけられてこなかつた、日本の刑事司法のもつ懸案の問題がこれにより一挙に解決されることになるということなのです。

まず、日本の刑事裁判には時間がかかりすぎます。たとえば、これは裁判員裁判の対象事件ではありませんが、田中角栄元首相が受託収賄罪等で起訴された事件では、第一審が七年二か月、控訴審が三年九か月、上告審の最高裁で六年以上、結局、合計一七年以上かかるところで、被告人が死亡して手続きが打ちきりとなりました。このようなことは裁判員制度の下ではありえません。一日でも長引けば裁判員に多大の迷惑をかけますので、最長でも五日ないし七日ぐらいのうちには裁判を終わらせることが要求されます。⁽⁹⁾

しかし、裁判の迅速化（そのためには、特に公判前の準備が重要ですが）を実現するためには、法律家の数が増えなければなりません。現在でも、人口一四〇万人弱の青森県に八二人の弁護士、人口七四四万人余りの島根県に五三人の弁護士しかいない、こういう状況では裁判員制度を十全に実施していくことは困難です。裁判員制度の実施のために、必然的に法曹人口の拡大がそれにともなわざるを得ないのでです。

また、裁判というのは公開の法廷で種々の証拠が取り調べられ、そこで裁判官が有罪か無罪かの心証を得るというものであるべきであります。これまでの日本の裁判では、法廷では捜査段階で作られた書類の受け渡しが行われ、裁判官が事件について有罪か無罪かの心証を得るのは法廷ではなく、自室で捜査書類を読みながらであります。日本の刑事裁判は「調書裁判」とも呼ばれてきました。日本の刑事裁判は「調書裁判」よりも呼ばれてきたのです。このようなやり方も、裁判員の参加によりドラステイックに変わらざるを得

ません。まさに公開の法廷で取り調べた証拠により、その場で有罪無罪の心証が得られなければならないのです。

また、日本では多くの容疑者が捜査段階で自白をするのですが、長年の懸案であつた、捜査段階における警察または検察による取り調べ過程の可視化の問題も、

裁判員制度の導入により劇的な変化を迎えてあります。これまでのように、自白調書をめぐり、法廷において、取調室で無理な取り調べ、あるいは拷問またはそれに近い強制があつた、いやなかつた、ということを裁判側と弁護側の間で激しく争われるという泥仕合を裁判員の前で展開するわけにはいきません。取り調べの過程を録音・録画しておけばいいではないかとう意見が出るに決まっているからです。警察庁・検察庁もようやく重い腰を上げて、取り調べ過程の録音・録画の問題に取り組んでいるところです。

精密司法から核心司法への移行についていえば、裁判員制度とは別に、社会環境の変化にもとづき、もともと強く要請されていたことです。裁判員制度導入のおかげで、あわせてそのような移行も可能とされ、あるいは一挙に加速されたともいえそうです。

四 ガラパゴス島からの脱出？

日本の刑事裁判は「ガラパゴス化」したものといわれます。⁽¹²⁾世界でまれに見る珍しい動物が住むガラパゴス島と同じように、世界にまれなる珍奇な裁判が行われているのが日本だということをいおうとしたものです。

日本では無罪率は〇・〇二パーセントであり、無罪判決 자체がきわめて稀です。⁽¹²⁾稀だからこそメディアで取り上げられるのです。逆にいえば、裁判所に起訴されるのはほとんど有罪の人だということになってしまいます。日本では裁判所に起訴されること自体が大きなダメージになるのだから、真に有罪の人だけが起訴されるのはよいことであるとも考えられます。他面において、このことは公開の法廷で裁判をやることの意味を疑わせることでもあります。外国の法律家から見ると、日本では、現実には検察官が白黒を決する裁判官になつていて、日本人は裁判所により裁判を受けける権利を奪われている、裁判においては有罪の推定が働き、裁判所は捜査の追認をするだけの形骸化した機関になつていて、こういう批判の対象となるわけです。このようにして、裁判員制度は、裁判の迅速化と法

曹人口の拡大を望んでいた裁判所・検察庁と、取調べ過程の可視化と調書裁判の克服を望んでいた弁護士会とが「吳越同舟」、「刑事裁判への国民の信頼を高める」という錦の御旗を掲げて、ガラパゴス島から脱出するためのノアの方舟であったということができます。

五 裁判員制度は何をもたらすか

それでは、裁判員制度が何をもたらすであろうかについて考えてみたいと思います。すでに、有罪・無罪の認定については、一言述べたところですが、ここで私は、もう一つの大きな問題についてお話ししておきたいと思います。刑事裁判においては、有罪であること前提として、刑の重さを決めなければなりません。

法が認めた一定の「幅」の範囲内で最終的な刑を決ることを量刑といいます。裁判員制度が導入されて、量刑との関係で心配されることは、量刑の不均衡ないしばらつきが生じるのではないかということです。一般市民の参加を認める以上、一定のばらつきはいわば「織込み済み」といわざるえないのですが、それが一定の限度を超えると問題です。特に、死刑と無期懲役の境界という場面が心配になります。前に述べまし

たように、高等裁判所はこの点のは正を差し控えるという考えをもっていますから、ばらついたまま確定するということになるのではないかという恐れがあるのです。

この問題に対する対応として考案されたやり方は、最近数年間の間の裁判における同種事件の量刑を検索できる「量刑検索システム」という裁判所が構築したシステムを、検察官も弁護人もともに利用することにより、これまでの量刑傾向（「量刑相場」ともいわれるのですが）にだいたい沿うような一点に落ち着かせるというものです。今のところ、このような方法がかなり成果をあげているように見えます。⁽¹³⁾

もちろん、もう一つの問題は、そもそも制度以前から存在する重罰化の傾向に拍車がかかるのではないかということです。犯罪被害者への配慮の旗印の下に、重大な結果を招來した犯罪に対する、より重い処罰を求める社会的風潮が強まり、殺人事件のような、いわゆる凶悪事件における量刑の水準は上方に変動しています。しかも、わが国の犯罪動向は比較的安定しており得ない状況にあるのに、裁判所ではますます重い刑

が科されているという、矛盾とも言える傾向が見られることが重要です。メディアの影響により殺人の増加への不安に駆り立てられ、刑罰を私的復讐のための道具のようにイメージして、重罰化の傾向に走る。刑を科すことのもうマイナス面（より重い刑を科することはそれだけコストがかかりますし、犯人の立ち直りを困難にしてそれだけ再犯を増やすのです）とプラス面との冷静な利益衡量が顧みられないことになりはしまいかという心配です。プロの裁判官でさえ、このところ重罰化の傾向を進めてきたのですから、素人に冷静な判断をしろといつても無理なことであるかもしれません。

六 法律学の自己反省

のこととも関連しますが、裁判員制度は、これまで法律専門家が行ってきたことの自己反省を強いるもので、法律専門家は、特殊な文化の中で、特殊な言語と特殊な思考様式をもって仕事をしてきました。しかし、いま、非学術的な言語と素人にもわかる論理で、自分が行っていることを説明し、またそれを正当化しなければならないという状況におかれているのです。法律学の研究者も同じです。現在、実は、刑罰の存在

理由と正当化根拠、そして、量刑における応報と犯罪予防との関係といった、本来、十分解説できていなければならぬ根本問題さえ、十分に煮詰められていないことが明らかにされつつあります。刑罰の存在理由は、犯罪によって害された具体的被害者の救済ないし報復感情の満足という私的なレベルの利益の実現ではなく、公的な利益の実現にあるということさえ、一般の人々に納得してもらえるように説明することができないということに気づかされたのです。裁判員制度の導入は、法律学、すなわち刑事法学そのものを重大な試練の前に立たせているのです。

（1）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）六条を参照。解説として、辻裕教・上富敏伸「〔裁判員の参加する刑事裁判に関する法律〕の解説」法曹時報五九巻一一号（二〇〇七年）三三頁以下を参考。一つだけ例を挙げたいと思う。殺人罪になるのか、それとも墮胎罪になるのかの境界をめぐり、次のようなことが問題となる。人が生まれようとしているとき、いわゆる開口陣痛が始まり出産のプロセスが開始して、しかし子がまだ外に顔を出す前に、

犯人が母体の中の子を殺したとき、それは殺人となるか、それとも墮胎にすぎないか。ここでは、いつから人は人になるのかという、胎児と人の境界問題が問われている（最新の論文として、佐伯仁志「はじめに・生命に対する罪⁽¹⁾」法学教室三五五号〔二〇〇九年〕七八頁以下がある）。

この種の問題は、法律の解釈の問題であり、裁判員ではなく、もっぱら三人の裁判官が決めるべき問題だということになる。なお、「法令の解釈」と「法令の適用」の区別については、浅田和茂「裁判員裁判と刑法——『難解な法律概念と裁判員裁判』を読む——」立命館法学三二七・三二八号（二〇〇九年五・六号）一頁以下を参照。

（2）ドイツの参審制度については、マーコス・ハインツエン（飯島暢訳）「ドイツの参審制度」日本法學

七五卷四号（二〇一〇年）一一五頁を参照。

（3）ちなみに、法律の解釈は多かれ少なかれ価値判断の問題であり、それは常に法創造であり、立法的因素を含むといわれる。そうであるとすれば、そし

て、民主主義という観点から、国の行う価値判断に一般市民の考え方が反映することが望ましいのだとすれば、ドイツのように、法律の解釈についても素人に権限を与える制度のほうがベターであるという

考え方も十分に成り立ちうる。

（4）裁判員制度導入の理由・根拠をめぐる議論については、柳瀬昇「裁判員制度の立法学——討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成」（二〇〇九年）が詳しい。

（5）東京高等裁判所刑事部陪席裁判官研究会「つばさ会」「裁判員制度の下における控訴審の在り方について」判例タイムズ一二八八号（二〇〇九年）五頁以下、東京高等裁判所刑事部総括裁判官研究会「控訴審における裁判員裁判の審査の在り方」判例タイムズ一二九六号（二〇〇九年）五頁以下、大澤裕^{〔二〕}田中康郎^{〔三〕}中川博之^{〔四〕}高橋康明「裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方」司法研究報告書六一輯二号（二〇一〇年）九二頁以下などを参照。

（6）松尾浩也「刑事訴訟法（上）新版」（一九九九年）一六頁を参照。

（7）井田良「雜感・西ドイツの刑事司法」ジユリスト九三四号（一九八九年）一六頁を参照。

（8）平野龍一「参審制の採用による『核心司法』を——刑事司法改革の動きと方向」ジユリスト一一四八号（一九九九年）二頁以下。

（9）公判の審理が七日間かかった事件について、亀

井源太郎「裁判員制度と共犯事件」三色旗七四五号
(11010年) 三頁以下を参照。

(10) 11010年11月1日現在。 http://www.nichibunken.or.jp/jifa_info/membership/data/100301.pdf による。

(11) 松尾浩也「刑事訴訟の課題」松尾浩也＝井上正仁編『刑事訴訟法の争点・第三版』(11010年)七頁。なお、「ガラパゴス化」については、吉川尚宏

「ガラパゴス化する日本」(11010年)を参照。

(12) 法務総合研究所『平成二一年版・犯罪白書』(11009年)五〇頁を参照。

(14) 井田良『講義刑法学・総論』(11008年)四頁以下を参照。しかし、それはすべての専門家の間で共有された理解というべきである。

（13）裁判員制度の下における量刑のあり方について

は、たとえば、植村立郎「裁判員制度と量刑」ジュリスト一三七〇号(11009年)一五七頁以下、小池信太郎「裁判員裁判における量刑評議について——法律専門家としての裁判官の役割——」本誌八二卷一号(11009年)五九九頁以下、城下裕二

「裁判員制度における量刑」法律時報一〇〇四号(11009年)一一〇頁以下、中川博之「裁判員裁判と量刑」刑事法ジャーナル二一号(11010年)八頁以下、原田國男「量刑をめぐる諸問題——裁判員裁判の実施を迎えて——」判例タイムズ一二四二号(11007年)七二頁以下、同「裁判員裁判と量刑評議